

出産・育児にかかる女性研究者のための研究支援員に関する規程

平成23年4月1日 制定

改正 平成28年8月1日

(目的)

第1条 この規程は、日本女子大学（以下「本学」という。）の大学教員（助教を含む。）が、出産及び育児により、研究の中断や遅滞のおそれがある場合に、研究支援員を雇用することにより、当該大学教員の研究の継続を支援、維持することを目的とする。

(研究支援員の資格)

第2条 研究支援員として雇用できる者は、以下各号のいずれにも該当する者とする。ただし、独立行政法人日本学術振興会特別研究員である者を研究支援員として雇用することはできない。

(1) 修士の学位を有する者、あるいは学士の学位を有し当該研究分野の研究職に3年以上就いている者

(2) 当該大学教員の研究分野に精通する者

(研究支援員の職務)

第3条 研究支援員の業務は、当該大学教員の研究及び実験補助業務に限る。

(雇用条件)

第4条 研究支援員の雇用条件については、臨時勤務者に準じる。

2 研究支援員の勤務時間は、1週間あたり実働40時間を上限とする。なお、本学に在学する学生を雇用する場合は、1週間あたり実働20時間を上限とする。

3 大学教員1人に対する研究支援員は、3人を上限とする。

4 研究支援員は原則として、あらかじめ定めた勤務時間内に勤務するものとする。

(雇用期間)

第5条 研究支援員の雇用期間は、原則として産前産後休暇または育児休業を取得している期間を限度とする。

2 研究上、特に必要と認められる場合は、子が3歳に達するまでの間、雇用を継続することができる。

3 当該大学教員の所属する学科長が、研究支援員の勤務管理を行う。ただし、前項に該当する場合は、当該大学教員が研究支援員の勤務管理を行う。

(申請方法)

第6条 研究支援員を必要とする大学教員は、所属する学部の学部長に申請するものとする。

2 申請には、所定の書式を用いるものとする。

3 申請は年度ごとに行い、継続を希望する場合は、再申請することができる。

4 研究支援員が本学学生の場合は、学生の学業の妨げにならないように配慮し、当該学科長または当該専攻主任を経て、当該学部教授会または当該研究科委員会の承認を得なければならない。

5 申請が認められた場合の採用手続きについては、臨時勤務者に準じる。

(報告)

第7条 雇用期間終了時、当該大学教員は報告書を提出するものとする。

2 報告には、所定の書式を用いるものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (資格の変更に伴う改正)

この規程は、平成28年8月1日から施行する。